

第 17 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 3 年 10 月 27 日（水）午前 9 時 00 分より、役場各種委員会室において第 17 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

報告第1号	農業経営改善計画の認定について
報告第2号	農地の使用貸借の解除について
議案第1号	農用地等のあっせん申出について
議案第2号	買入協議の要請について
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者	事務局長	砂田隆樹
	事務局主査	柳沢妙子

議 長 これより、第 17 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は 12 名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。1 番 白倉 委員、
2 番 立川 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第 17 回南幌町農業委員会総会は、10 月 27 日 本日 1 日限り
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第 17 回南幌町農業委員会総会
は、10 月 27 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和 3 年 9 月 29 日、第 16 回農業委員会総会を開催した。
以上でございます。

議 長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議 長 日程第 4 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の規定
により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告す
る。令和 3 年 10 月 27 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定年月日は令和3年10月15日、有効期限が令和8年10月14日までとなっております。

認定番号3の10の1、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。認定農業者の経営体の総数につきましては、150経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地の使用貸借の解除についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地の使用貸借の解除について。
このことについて、農地使用貸借の解除した旨の通知があったので報告する。

令和3年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地の使用貸借の解除につきましては、1件でございます。

賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で1, 404㎡他計4筆ございまして、15, 995㎡となり、使用貸借の解約日は、令和3年10月1日でございます。

以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第2号 農地の使用貸借の解除については報告済みといたします。

議 長 日程第6 議案第1号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。令和3年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、2件でございます。

1件目のあっせん申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で10,820㎡となります。

2件目のあっせん申出者は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で1,695㎡となります。以上でございます。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 野呂田委員

8 番 只今申出のありました1件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。また、2件目のあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件

等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。
以上でございます。

議 長 只今、野呂田委員より、相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、8番 野呂田委員、9番 上野委員、12番 鍋山委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第1号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第7 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和3年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、3件でございます。

1件目の買入申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇〇、田で1, 404㎡他計4筆ございまして15, 995㎡となります。

2件目の買入申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5, 265㎡他計3筆ございまして69, 391㎡となります。

3件目の買入申出者は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7, 977㎡他計6筆ございまして84, 604㎡となります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを

議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第３号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和３年１０月２７日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第３号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が２件、利用権の設定が３件、内賃貸借が１件、使用貸借が２件でございます。

はじめに、所有権移転を説明いたします。

整理番号３の１０の１の買い手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で６，７４０㎡他計３筆ございまして１１，６１７㎡となります。

価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号３の１０の２の買い手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で１４，７０５㎡他計５筆ございまして１２９，７７５㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第３号農用地利用集積計画の決定、所有権移転については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、所有権移転については提案のとおり承認することに決しました。

次に、利用権の設定、賃貸借と使用貸借につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 利用権の設定、賃貸借 整理番号3の10の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で522㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年3月26日までの〇年間となります。

使用貸借 整理番号3の10の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で550㎡他計7筆ございまして、90,951㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年10月27日までの〇年間となります。

整理番号3の10の2の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で3,346㎡他計7筆ございまして、121,814㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年10月27日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。
以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定 賃貸借と使用貸借については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、提案のとおり承認することに決しました。

退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第１７回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第１７回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前 ９時１８分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 番

2 番